

A. 木更津市の条例 市民活動の記述を抜粋

| | |
|--|--|
| 木更津市協働のまちづくり条例 | 木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例 |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 より抜粋</p> <p>(2) 市民活動 市民、事業者及び地域コミュニティが行う公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 営利を目的とする活動</p> <p>イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</p> <p>ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</p> <p>エ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 より抜粋</p> <p>(前略) 市、市民及び団体が一体となり、本市を、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承していくことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 より抜粋</p> <p>(4) 団体 市内において事業活動、市民活動その他の活動を行うものをいう。</p> |

B. 「協働」とは (宮崎市のHPより参照)

協働とは、異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものを創り上げていくことです。また、「市民と行政の協働」とは、市民と行政がそれぞれの特性を活かし、共通する目的の実現に向けて、対等なパートナーであることを認識しながら活動することです。

社会的課題に対する市民と行政の多様な関係

| | | | | | |
|----------|-------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|
| | | | | | |
| | A | B | C | D | E |
| | 市民が自主的、自発的に行動する領域 | 市民主導の活動で行政の協力が必要となる領域 | 市民と行政が連携・協力して事業執行する領域 | 行政主導の活動で市民参加を求める領域 | 行政が自らの責任で処理していく領域 |
| 市民活動センター | | | | | |
| 公民館 | | | | | |